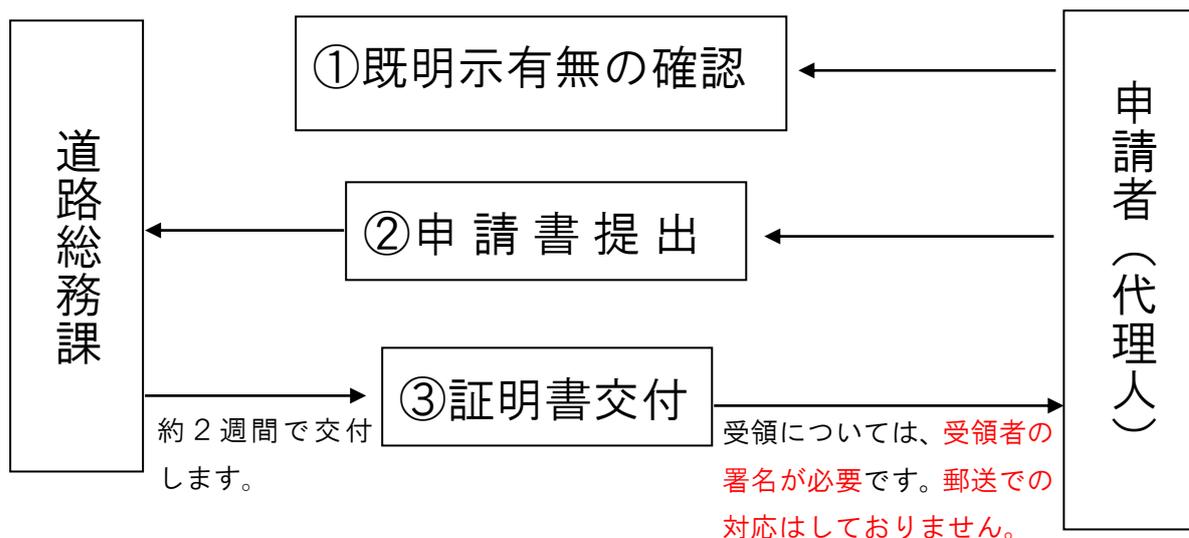


道路境界明示（官民有地境界協定）

証明書の交付を申請される方へ

（2021年1月15日現在）

<証明書交付の流れ>



①既明示の確認

明石市役所本庁舎6階道路安全室道路総務課にて、申請地の既明示の有無を確認することができます。申請者（代理人）にて、必ず来庁のうえ既明示の有無および既明示番号、明示済年月日をご確認ください。電話での確認は行っていません。

（注意）兵庫県加古川土木事務所にて協定を行っているものは、明石市では証明書を交付できません。申請される前に窓口で確認してください。

②申請書

- 明石市の道路境界明示、官民有地境界協定証明書交付申請書を使用してください。
- 申請1件につき300円の明石市収入証紙を申請時に貼付けてください。
- 印鑑証明書に登録された印鑑を押印してください。

③申請者

- 申請者は土地の登記名義人になります。
- 登記名義人が複数の場合、1人の所有者からの申請でも証明書を交付できます。
- 登記名義人死亡で相続登記が未了の場合、相続関係図及びこれを証する資料を

添付してください。(原本還付可)

遺産分割協議書に記された相続人による申請は可能です。

申請者の現住所が、登記簿謄本の住所と相違する場合は、これを証する資料を添付してください。(原本還付可)

④代理人

証明書交付申請に代理人を選任する場合、申請書の代理人欄に記入・押印（職印・社印等）してください。また、委任状も添付してください。(様式は任意)

⑤添付書類

印鑑証明書（交付日から3か月以内有効）

代表者事項証明書（法人の場合）（交付日から3か月以内有効）

委任状

位置図

公図

登記簿謄本

その他（相続 関係図など、必要な場合）

※印鑑証明書、代表者事項証明書、公図、登記簿謄本については原本還付可能です。申請時に原本の確認を行いますので、原本持参の上申請してください。